

令和7年度 第5回道央都市圏パーソントリップ調査 PR 業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度 第5回道央都市圏パーソントリップ調査 PR 業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度 第5回道央都市圏パーソントリップ調査 PR 業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市を含む道央都市圏では、人々の移動や活動を把握し、交通施策の検討を効果的に行っていくため、令和7年度に第5回道央都市圏パーソントリップ調査の実施を予定している。道央都市圏におけるパーソントリップ調査については、前回調査（平成18年度）から約20年ぶり5回目の調査となっており、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、長沼町、新篠津村の8市3町1村（以下、「道央都市圏」という。）において実施するもの。本調査においては、調査票の回収率が調査の精度に大きく影響することから、認知度向上や信頼性確保が重要な要素となっている。

参考）第5回道央都市圏パーソントリップ調査の概要

- 人（パーソン）の1日の全ての移動（トリップ）を把握する調査で、「どのような人が」「いつ」「どこへ」「何をつかって」移動したか、移動先で「何をしたか」等、地域の方々の移動などを把握する調査であり、「人の動きに着目し、移動の目的や利用した交通手段、移動の起終点の位置などを多面的に把握することで、交通の特性や都市構造、土地利用等を反映した分析を行う」ことを目的としたもの
- 調査主体は、「北海道、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、長沼町、新篠津村」
- 調査の対象者は、道央都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、長沼町、新篠津村の8市3町1村）の住民のうち、無作為抽出した世帯（5歳以上の住民）
※約142万世帯のうち約28万世帯に送付
- 調査時期としては、令和7年10月から11月にかけて対象者に郵送を予定。「対象者へはがきを郵送してWEBにて回答」「WEBで回答がなかった方へ回答用紙を郵送して再度回答依頼」を一つの括りとして、1週間おきに複数ロッド（5ロッド程度）実施予定

以上を踏まえ、本業務は、第5回道央都市圏パーソントリップ調査実施における認知度向上、信頼性確保などのためのPRを行うことを目的とする。なお、業務にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 他業務との連携

第5回道央都市圏パーソントリップ調査の調査票作成や調査実施を担う「令和7年度将来交通体系調査・検討業務」（以下、「PT 調査業務」という。）を別途発注する予定であることから、広報に当たっては連携して実施すること。なお、調査票回収時のインセンティブの付与については、本業務の企画・提案に基づき、PT 調査業務において実施を予定するものである。

(2) 道央都市圏都市交通調査協議会への報告

広報計画の概略については令和7年6月10日を目途に発注者に提出すること。札幌市において道央都市圏都市交通調査協議会（令和7年7月上旬開催）に報告し、協議会で出た意見を踏まえて広報を実施すること。

4 業務の内容

(1) 第5回道央都市圏パーソントリップ調査実施に向けたPR

ア キャラクターを活用した街頭イベント

道央都市圏に縁のあるキャラクターを活用した街頭イベントを、道央都市圏の1箇所以上で企画・実施すること。

イ 調査票回答率向上策の提案

実施にあたる経費3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を想定額として、調査票回収率の向上に有効なインセンティブ案を企画・提案すること。

例）回答世帯への電子マネー・グッズ等の抽選配布など

ウ ポスター・チラシ掲示

下記オ(ア)で制作するポスター・チラシを用いた広報を企画・実施すること。

なお、道央都市圏各自治体の公共施設への掲示に係る調整及び東日本高速道路株式会社・北海道旅客鉄道株式会社・一般財団法人北海道バス協会・一般財団法人北海道ハイヤー協会・一般財団法人札幌地区トラック協会の掲示の調整については発注者において実施するものとする。

エ 動画（静止画を含む）を用いた広報

下記オ(イ)で制作する動画を用いた広報を企画・実施すること。

なお、各自治体が所有するデジタルサイネージなどの使用については、発注者において調整することとする。

オ 取組みに使用する媒体の制作

(ア) 上記ウの取組みに使用するポスターを制作すること。第5回道央都市圏パーソントリップ調査実施を市民にわかりやすく伝えることができる内容とすること。

なお、上記ウの発注者において調整する分として最低4,000部は作成することとする。

作成後のデザインについては、本業務の成果物として関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を委託者に譲渡するものとする。

(イ) 上記エの取組みに使用する動画（静止画を含む）を制作すること。

なお、上記エの発注者において調整する各自治体所有のデジタルサイネージに放映するもの（15秒程度）のほか、受注者において活用を検討するもの（1～2分程度を想定するが受注者の提案に委ねる）を別途制作することとする。各自治体所有のデジタルサイネージに放映するもの（15秒程度）については、各自治体の仕様に合わせた規格でそれぞれ提供することとする。

作成後の動画（静止画を含む）については、本業務の成果物として関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を委託者に譲渡するものとする。

※参考）札幌市の広報ビジョンで再生可能な仕様（いずれも15秒）

【動画】形式：Mp4（H264、H265）

ビットフレーム-20Mbps程度

フレームレート：30fps以下

圧縮形式：CBR推奨

データサイズ：1ファイル-800MBまで

【静止画】形式：jpg

解像度 72dpi

(ウ) 上記のほか、その他の広報活動において必要なものがあれば制作すること

カ ホームページを用いた広報

第5回道央都市圏パーソントリップ調査実施を市民にわかりやすく伝えることができるよう

な内容とすること。PT 調査業務受注者または発注者に引き継ぐことが可能な仕様とすること。

なお、掲載する情報や今後の活用イメージとしては下記のとおりである。

- ・ 道央都市圏パーソントリップ調査の概要および協力依頼などを掲載する。
- ・ 道央都市圏パーソントリップ調査におけるセキュリティポリシーなどを掲載する
- ・ 令和 7 年 3 月から開催される道央都市圏都市交通調査協議会・幹事会（5 回程度）における会議資料などを掲載する
- ・ 道央都市圏パーソントリップ調査の調査結果を掲載する

(2) その他独自提案

- ・ そのほか、上記(1)以外に、業務目的達成に資する取組みがあれば実施すること。その際、居住地や年齢層などの違いによる情報接触機会の違いなどに配慮し、幅広い PR が行えるよう、実施手法や場所等を工夫した方法を提案すること。
- ・ SNS などを活用した取組みを実施する場合は、道央都市圏域の各自治体が保有する広報用のアカウントを使用した発信を前提とすること。

※取組み例) SNS・テレビ・ラジオ・新聞などの活用

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 8 年 3 月 25 日までとする。

6 業務提案の上限額

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 判 1 ページまで
(2) 第 5 回道央都市圏パーソントリップ調査実施に向けた PR	PR の具体的な内容、実施方法及び使用する媒体の具体的な内容並びに当該取組みの実施効果の測定方法及び指標など	A4 判 3 ページまで
(3) その他独自提案	上記のほか、事業目的に資する取組みについて提案（PR の具体的な内容、実施方法、当該取組みの実施効果の測定方法及び指標など）	A4 判 2 ページまで
(4) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A4 判 1 ページまで
(5) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 判 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で

の入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」の入札参加者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、広報や利用啓発に係る役務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

① 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8－(7)に係る役務の実績を記載

② 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4版とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和7年4月8日(火)15時必着とする。なお、送付の場合は特定記録による送付とし、提出日の前日必着。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参

加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年4月1日(火)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和7年度道央都市圏パーソントリップ調査PR業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

① 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。参考見積の提出がない提案も同様とする。

② 一次審査通過の企画提案は3件までとする。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

③ 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

① 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当者とする。

② プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。

③ 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

④ 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和7年4月10日(木)

二次審査 令和7年4月17日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者となしない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の（２）の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合は（３）の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とする。さらに、当該項目においても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	15
(2) 第 5 回道央都市圏パースントリップ調査実施に向けた PR	・業務の目的、内容を十分に理解しているか。 ・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか。 ・提案内容は業務目的に合致したものであるか。 ・先駆性や斬新さ、創意工夫はあるか。 ・取組みの効果測定について、目標設定、測定方法は適切か。	40
(3) その他独自提案	・独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。 ・取組みの効果測定について、目標設定、測定方法は適切か。	30
(4) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか	15
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 件の場合は一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなさ

れる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は令和7年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和7年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

13 参考図書

- (1) 「第4回道央都市圏パーソントリップ調査」の概要

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/pt/>

参考図書については下記14の場所にて閲覧も可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsul@city.sapporo.jp